

第3回八街市農業委員会総会

平成23年3月22日

八街市農業委員会

平成23年第3回農業委員会総会

平成23年3月22日午後3時 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 加藤孝一 | 8. 長澤恒幸 | 15. 荻嶋 勲 |
| 2. 吉野光輝 | 9. 小出幹夫 | 16. 鈴木勝雄 |
| 3. 鴨志田 進 | 10. 鶴澤 敏 | 17. 山本重文 |
| 4. 中嶋則夫 | 11. 小川 寛 | 18. 三須裕司 |
| 5. 中川利夫 | 12. 落合健一 | 19. 中田真司 |
| 6. 山本紀市 | 13. 立崎義久 | 20. 関口芳秀 |
| 7. 森 邦央 | 14. 林 和弘 | 21. 関端 旭 |
| | | 22. 川野 繁 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	梅澤孝行	主事補	唯 望

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第4号 特定農地貸付け申請の承認について
- 議案第5号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について
- 議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定にある別段面積について設定しないことの承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
- 報告第2号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

藤崎事務局長 | 開会を宣す。（午後3時10分）

川野会長 平成23年度第3回の総会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

最初に、このたびの東北地方の太平洋沖地震及び長野県北部の地震において、甚大な被害が出ていることについて、犠牲となられました方々に対して、心から哀悼の意を表します。

被災された方々に心から哀悼の意をお見舞い申し上げます。1日も早く、復興されることを心からお祈り申し上げます。

また、ここで、お亡くなりになりました方々にご冥福をお祈りいたしたく、黙祷を行いたいと思います。

皆さん、ご起立願いたいと思います。

藤崎事務局長の方から指揮をとっていただきたいと思います。

藤崎事務局長 それでは、黙祷。

(黙祷)

藤崎事務局長 お直りください。ご着席ください。

川野会長 次に、この地震に対しまして、義援金について、農業委員会といたしまして、1人当たり3千円で、合計で6万6千円にしたいと思いますが、これに対してご意見があれば、お伺いいたします。なければ、このまま実施いたしたいと思っております。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 それでは、このまま実施させていただきます。

費用は、総会の際の残金で賄いたいと思っております。

さて、今月の案件につきましては、農地法第5条本体で13件、計画変更承認申請2件、農用地利用集積計画の承認2件、特定農地貸付け申請の承認1件、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)、農地法第3条の規定にある別段面積について設定しないことの承認、農地法施行規則第53条に関する届出1件、利用集積計画の中途解約について1件、合わせまして、総件数で22件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、あいさついたします。

ただいまの出席委員は21名です。

なお、山本重文委員が遅刻してまいる届出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長お願いいたします。

藤崎事務局長 それでは、会務報告をいたします。

2月24日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員は鈴木部長、中嶋委員、吉野委員出席のもと実施いたしました。

3月2日、水曜日。午後1時30分からTPP交渉参加阻止千葉県民集会在千葉県で開催されまして、川野会長、関端副会長、三須部長、鈴木部長、関口副部長、林副部長、小出副部長が出席いたしました。

3月7日、月曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロール

を実施いたしまして、担当委員は関端副会長、加藤委員、中田委員出席のもと実施いたしました。

3月16日、水曜日。午後1時30分から、この日は部会の現地調査の日でしたが、部会案件がなかったために、転用事実確認現地調査のみ実施いたしました。担当委員は、林副部長、鴨志田委員、立崎委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

川野会長 ただいま山本重文委員が間に合いましたので、22名で、この総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

議席番号2番の吉野委員、3番の鴨志田委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在大関字上関袋、地目田、現況畑、面積310平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積405平方メートル。当初の転用目的、専用住宅用地。変更後の転用目的、貸駐車場用地。貸駐車場事業により安定した収入を得たい。

なお、本件につきましては、議案第2号11番に関連しております。

番号2、当初の所在地砂字瀬田入、地目畑、面積2千257平方メートルのうち904.86平方メートル。変更後の所在地砂字瀬田入、地目畑、面積258平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積903平方メートル。当初の転用目的、建売分譲住宅3棟及び道路用地。変更後の転用目的、建売分譲住宅2棟及び道路用地。当初は建売分譲住宅3棟の建築販売を計画していたが、最近は広い敷地を希望する傾向となっているため、建売分譲住宅を3棟から2棟に変更したい。

以上です。

川野会長 それでは、議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

なお、議案第1号1番と議案第2号11番が関係しておりますので、あわせて報告を願います。

1番、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員 調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所より南西に約1キロメートルのところに位置しております。申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

農地性としては、市街地化の傾向が著しい区域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は貸駐車場用地ということで、405平方メートルであり、面積妥当と思われま。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、申請地は既に埋立済みであり、周囲に既存のブロックが設置してあり、土砂の流出などはありません。また、周辺に耕作地はありません。

造成計画としては、土砂の搬入などは行わず、砂利敷きとします。上水道の予定はなし。雨水は自然浸透とします。

申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われま。

以上で調査報告を終わります。

川野会長 2番、山本重文委員、お願いいたします。

山本重文委員 2番について調査報告いたします。

立地基準は、川上小学校より南東へ約150メートル、公衆用道路に接しています。これは、当初計画3棟から2棟への計画変更ということで、特に問題はないと思われま。

以上です。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、2番について、承認することに決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番ま

でを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号6番までについてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積231平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、今後の子育てや両親の老後のことを考えて、実家に近い住環境の良好な当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号2、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積203平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。なお、本件は議案第2号3番に関連しております。

番号3、区分使用貸借、所在文違字文違野、地目畑、面積64平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積77平方メートル。転用目的、通路用地。上記申請地への進入路として利用したい。なお、本件は議案第2号2番に関連しております。

番号4、区分売買、所在八街字四番野、地目畑、面積172平方メートル。転用目的、駐車場用地。現在、申請地の近隣で建築塗装業を営んでいるが、自宅兼事務所の敷地では従業員や来客用の駐車場が手狭なため、当該申請地を駐車場として利用したい。

番号5、区分使用貸借、所在八街字三角地、地目畑、面積227平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積252平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、妻の実家の一部を借りて居住しているが、子どもの成長とともに手狭になってきたため、妻が所有している当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号6、区分売買、所在八街字大清水、地目畑、面積20平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積614平方メートル。転用目的、資材置場拡張用地。現在、運送業及び大型クレーン解体設置業を営んでいるが、申請地の隣接地にある既存の資材置場が手狭で、作業効率が悪いいため、当該申請地を資材置場として拡張し、効率化を図りたい。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、3番は、中川委員、お願いいたします。

中川委員

それでは、議案第2号1番の調査報告を行います。

申請地は、市役所より北へ約1.5キロメートル、八街病院の西、約500メートルに位置します。進入路は公衆用道路に接しており、進入路は確保されております。

造成計画は現況で利用するため、必要ないとのことです。また、土砂の搬入もありません。計画面積は231.00平方メートル。農地区分は第2種農地と判断。代替性はないと思います。

資金は借入金。上水道は水道。排水、雨水は自然浸透。汚水・雑排水は合併浄化槽を経てU字溝へ。

防災計画は、隣接地に家がないため、計画はなし。被害防除対策は、土砂の流出は周りをブロック2段で囲む予定なので、ありません。

また、隣接農地は弟さんで、了解とのことでした。

特に問題はないと思います。以上で報告を終わります。

続いて、2番の調査報告を行います。

申請地は先ほどと同じところがございます。公衆用道路に接し、進入路は確保されております。

造成計画は、現況利用のため必要なし。土砂の搬入・搬出もありません。

計画面積は203平方メートル。農地区分は第2種農地と判断。代替性はないと思います。

資金は借入金。用水、防災計画、被害防除対策、隣接等は1番と同じです。

特に問題ないと思います。

議案第2号3番の調査報告を行います。

申請地は、2番の進入路の道路用地であります。面積は77平方メートル。資金は自己資金及び借入金です。

特に問題ないと思います。

以上で報告を終わります。

川野会長
鵜澤委員

続きまして、4番、5番、鵜澤委員、お願いいたします。

まず、4番の調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所より北西方向、約800メートルに位置し、公衆用道路に接しており、進入路は確保されております。農地性は、用途地域内の農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということで、申請面積172平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金は自己資金で賄う計画です。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接に対しての被害防除対策ですが、境界線上をブロックで囲い、土砂の流出を防ぎます。また、敷地は現地盤に砂利を敷く程度にします。

用水は利用せず、汚水も出さず、雨水は敷地内浸透としますので、隣接農地への影響はないと思われます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、本案件は立地基準、一般基準とも何ら問題ないと思われます。

続いて、5番の調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所より北西方向、約1キロメートルに位置し、公衆用道路に接しており、進入路は確保されております。農地性は、用途地域内の農地の

ため、第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、専用住宅用地であり、面積252平方メートルは妥当と思われる
す。資金は借入金と自己資金で賄う計画です。

申請地には、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接に対しての被害防除対策は、周囲をブロックで積み、土砂の流出を防ぎます。

また、30センチメートルから80センチメートルの埋め立てを行います。

用水は公営水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は浸透枳で処理しま
す。

隣接農地所有者はおりません。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないと思われま
す。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

6番は、私の担当でございますので、私から報告いたします。

議案第2号6番について調査報告をいたします。

立地基準でございますが、申請地は市役所から東へ約1.3キロメートルに位置し
ております。権利者の所有している資材置場を通過して県道に面しており、進入路は確
保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途地域内にある農地でありますので、第
3種農地として判断をいたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場用地ということですが、申請面積は61
4平方メートルであり、事業計画との関係において、面積妥当と思われま

す。資金については、すべて自己資金で賄う計画になっております。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、隣接農地はすべて義務者の農地であり、
耕作されておきませんので、問題はありま

せん。汚水・雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は隣接地で資材置場が手狭になったため、資材を積み上げて保存してありま
すので、危険な状態であると認められる理由があります。許可後、速やかに事業を行
うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

地元委員の調査報告が完了しましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願い

いたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。

次に、7番から13番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、番号7番から番号13番までについてご説明いたします。

番号7、区分売買、所在八街字北四番、地目畑、面積264平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、一戸建てに居住しているが、手狭で立地条件も悪いため売却し、当該申請地に専用住宅を建築して移住したい。

なお、本件については、議案第2号8番に関連しております。

番号8、区分使用貸借、所在八街字北四番、地目畑、面積121平方メートル。転用目的、通路用地。上記申請地への通路として利用したい。

なお、本件については、議案第2号7番に関連しております。

番号9、区分売買、所在八街字北四番、地目畑、面積635平方メートル。転用目的、倉庫及び駐車場用地。現在、申請地の隣接で医院を開業しているが、カルテの保管場所が不足し、また、従業員の専用駐車場もないため、当該申請地の一部に保管用倉庫を建築し、一部を駐車場として利用したい。

番号10、区分売買、所在八街字北四番、地目畑、面積318平方メートル。転用目的、店舗用地。医薬品の販売及び調剤などの業務を主としている会社であるが、申

請地付近に医院があるため、当該申請地に薬局を建築し、開業したい。

番号11、区分売買、所在大関字上関袋、地目田現況畑、面積310平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積405平方メートル。転用目的、貸駐車場用地。貸駐車場業務により、経営規模の拡大を図る計画でいたところ、当該申請地周辺において駐車場としての需要が見込めたため、貸駐車場業務により、安定した収入を得たい。

なお、本件については、議案第1号1番に関連しております。

番号12、区分売買、所在上砂字上原、地目畑、面積2千228平方メートルのうち220.42平方メートル。転用目的、進入路用地。現在、建築及び解体などの業務に利用している資材置場があるが、その資材置場への進入路として利用している赤道が狭く、大型車の通行に危険があるため、隣接している当該申請地を進入路用地として広げ、安全を確保したい。

番号13、区分贈与、所在沖字西沖、地目畑、面積1千685平方メートルのうち323.56平方メートル。転用目的、資材置場用地。現在、個人で建築業を営んでおり、工事現場からの廃材を分別してリサイクルしたいが、既存の資材置場は手狭でスペースがないため、自宅に隣接している当該申請地を新たな資材置場として利用したい。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

7番から11番まで、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員

調査報告を申し上げます。

議案第2号7番と8番は、関連しておりますので、一緒の報告とします。

まず、立地基準ですが、市役所より南に約1キロメートルのところに位置しております。申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

農地性としては、用途地域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地264平方メートルと進入路用地121平方メートルであり、面積妥当と思われま。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、隣接農地は耕作されておりません。また、農地側にはブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております、問題ないと思われま。

用水は公営水道、雨水は浸透枡、汚水・雑排水は公共下水道へとなっております。

申請地は、土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま。

続きまして、議案第2号9番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に約1キロメートルのところに位置しております。申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

農地性としては、用途地域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は倉庫及び駐車場用地ということですが、面積635平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、すべて借入金で賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、周囲にブロック3段積みとし、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

また、隣接農地は義務者のものとなっており、問題ありません。

用水は計画なし、雨水は浸透枡を設け、浸透させる計画となっております。汚水・雑排水はありません。

申請地は、土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないと思われま

す。続きまして、議案第2号10番。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に約1キロメートルのところに位置しております。申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

農地性としては、用途地域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は店舗用地ということですが、面積318平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、すべて自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、周囲にブロック3段積みとし、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

また、隣接農地は義務者のものとなっており、問題ありません。

用水は市営水道、汚水・雑排水は公共下水道へ、雨水は敷地内浸透となっております。

申請地は、土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

川野会長
山本重文委員

続いて、12番、山本重文委員、お願いいたします。

議案第2号12番について、調査報告いたします。

申請地は、市役所より南へ約8キロメートル。市道より西へ約100メートル入った公衆用道路に接しております。

農地区分ですが、第2種農地と判断しました。

一般基準ですが、申請目的の計画面積の妥当性ですが、道路の拡幅用地ということで適当と思われます。

資金は自己資金。隣地の農地でございますが、義務者の農地がほとんどなので、その部分については問題ないということです。

それから、進入路の一部分に他人名義の部分があるのですが、その方は耕作しておりません。そして、説明にも了解しているということなので、特に問題はないと思われれます。

土地改良事業の受益地にはなっておりません。

以上のことから、特に問題はないものと思われれます。

以上です。

川野会長
林委員

続いて、13番、林委員、お願いいたします。

それでは、議案第2号13番について、調査報告を申し上げます。

申請地は、市役所から南へ約9キロメートル地点に位置し、県道289号線により西へ約300メートルほど入ったところであり、市道に面し、進入路は確保されております。

農地性といたしまして、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、第2種農地と判断いたしました。

なお、今回の目的が資材置場ということですが、母親より贈与を受ける予定でございますので、代替性はありません。

現在、権利者は建築業を営んでおりますが、不況のためリフォームの仕事も請け負うようになりました。廃材の処分費用がかかり、あまり利益が上がらないということで、この土地で廃材の分別、リサイクルを行うようにして利用したいとのご希望です。

造成計画でございますが、隣接農地との境界には植木で生垣を作り、盛土も整地も行わず、現況のまま使用する計画となっております。周辺農地から約1メートル離して資材を置くため、隣接農地には、営農状況に支障を来すことはないと思われれます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、本案件は何ら問題ないものと思われれます。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号7番から8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、7番から8番について、許可相当で決定いたします。
次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、9番については、許可相当で決定いたします。
次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、10番については、許可相当で決定いたします。
次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、11番については、許可相当で決定いたします。
次に、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、12番については、許可相当で決定いたします。
次に、13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、13番については、許可相当で決定いたします。
次に、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。
事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 議案第3号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。
議案書の7ページになります。

八街市長より平成23年3月15日付で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

最初に番号1、所在八街字北常盤台、地目畑、面積4千958平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては5年。再設定でございます。

次に、番号2、所在勢田字東、地目田、面積1千340平方メートルのうち1千299平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては10年。新規でございます。

以上です。よろしく願います。

川野会長 事務局の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。
次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。
会議中ではございますが、ここで、10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時00分

川野会長 会議を再開いたします。
次に、議案第4号、特定農地貸付け申請の承認についてを議題といたします。
事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 議案第4号、特定農地貸付け申請の承認について。
番号1、所在文違字文違野、地目畑、面積1千70平方メートルのうち663平方メートル。申請者事由につきましては、目的は市民農園で、農業者以外の者が野菜等を栽培し、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めるため、市民農園を開設したいとのこととあります。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。
1番、中川委員、お願いいたします。

中川委員 それでは、調査報告を行います。
議案第4号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第1項の規定に基づいた特定農地貸付け申請について、調査報告をいたします。

貸付対象農地の位置は、市役所より北に約1.2キロメートル、ちょうど八街病院の前に位置します。

貸付規定には、農地の所在、地番及び面積について明記されており、区画数は30区画です。

募集方法は一般公募にて実施し、定員を上回った場合は、抽選により決定する。

貸付条件としては、貸付期間は1年間。1区画あたり16.5平方メートル。賃料は年間5千円。貸付規制には、貸付農地の管理、運営方法、禁止行為など、農地の適切な利用を確保するための内容についても定められており、また、周辺地域に支障を及ぼさないことを含んだ内容で、申請者と八街市の間で、八街市市民農園貸付協定を締結しております。市民農園の開設による周辺農地の農業上の影響については、周辺

には農地がありませんので、影響はないと思います。

それから、利用者の駐車場・施設などについては、駐車場・トイレ・水道は自宅の庭の施設を使うということで、本人が話しておりました。

その他の参考事項としては、申請者も私よりも年は若いのですが、身体障害者第2級ということで、本人が話しておりました。ただ、歩くことには全然問題ないということで、見回りはできるということでした。

以上、すべての調査結果から、本申請は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認要請にすべて該当しているため、承認できるものと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。
次に、議案第5号、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 議案第5号、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、ご説明いたします。

最初に、お手元に配付の右上に赤で2と書いてある資料の方をごらんいただきたいと思っております。

この資料2でございますが、農業委員会の適正な事務実施についてということで、農林水産省の経営局長通知が来ております。これの8ページをごらんいただきたいと思っております。

8ページの上の方なんですけれども、3といたしまして、点検、評価及び活動計画等の策定ということで、農業委員会は活動の点検、評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を次の手順により行うものとするということで、(1)点検、評価及び活動計画等の検討。(2)点検、評価及び活動計画等の案の作成。(3)地域の農業者等からの意見聴取。(4)点検、評価及び活動計画の決定。最後に国への報告ということになります。これに基づきまして、今回は活動計画(案)ということで、皆様の方にご説明をしたいと思います。

それでは、お手元に配付の資料1-1をごらんいただきたいと思っております。

まず、1枚めくっていただきまして、1ページでございますが、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（または案）ということで、まず、1として法令事務（遊休農地に関する措置）ということでございます。

まず、1の現状及び課題でございますが、現状につきましては、管内農地面積3千646ヘクタール、そのうち昨年度、実施いたしました農地の利用状況調査で遊休農地が316ヘクタールということで、全農地面積の8.66パーセントは遊休農地でございます。

課題につきましては、農業従事者の減少、高齢化等による耕作放棄地の増加、条件の悪い農地の遊休化が農地の確保、有効利用を図る上での課題となっているということで、下の2の平成23年度の目標及び活動計画（案）ということで、遊休農地の解消面積で0.4ヘクタール。目標設定の考え方といたしましては、耕作放棄地緊急対策事業により実施した面積、過去3年間の実績により設定しております。

また、下の方でございますが、活動計画で農地の利用状況調査、昨年度は職員及び農業委員さんをお願いいたしまして調査を実施いたしました。今年度、23年度につきましても、今の予定では8月から11月、調査員数66人、実数1人の農業委員さんで、約3日程度をお願いしたいと思います。

調査の取りまとめにつきましては、12月頃に行う予定でございます。調査方法につきましては、市内全域を調査区域として、地区ごとに地図を作製して、目視による巡回調査を実施するというところでございます。

また、遊休農地への指導につきましては、現時点では、まだ、未定ということでございます。

その下の3番の地域農業者の意見等につきましては、これから意見を聴取いたしまして、その後、（4）番で活動計画の方を定めていきたいと思っております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページの促進等事務、1の認定農業者等担い手の育成及び確保でございますが、現状につきましては、これは農家数、うち主業農家、農業生産法人等と書いてございますが、この農家数につきましては、昨年度、実施いたしました2010年の農林業センサスよりの数字でございます。

下の（2）の目標及び活動計画でございますが、認定農業者5経営ということで、目標設定の考え方といたしましては、19年度に大幅な増加があった後には、新規の認定農業者数が少ないことから、22年度の実績で設定いたしました。

活動計画といたしましては、認定農業者の担い手の育成、確保を図るために、関係機関と連携し、規模拡大希望者及び新規就農者に対し、認定の推進活動を推進するというところでございます。

3番、4番につきましては、農業者等の意見を踏まえて決定していくものでございます。

次に、3ページでございますが、2の担い手への農地の利用集積ということで、(1)の現状及び課題でございますが、現状につきましては、農地面積3千646ヘクタールのうち、2月末現在での集積面積につきましては、101ヘクタール、集積率が2.78パーセント。課題といたしましては、農業従事者が減少、高齢化等による耕作放棄地の増加、条件の悪い農地の遊休化が農地確保、有効利用を図る上での課題となっている。今後、不在地主の増加が懸念されることから、利用集積体制を確立する必要があるということが課題でございます。

下の(2)の平成23年度の目標及び活動計画(案)といたしましては、目標といたしましては、集積面積30ヘクタール、この考え方といたしましては、前年度並みの集積面積を確保するというので、活動計画につきましては、円滑な権利移動ができるようリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施するというのでございます。

下の(3)及び(4)につきましては、農業者等からの意見を聴取して決定するものでございます。

続きまして、次の4ページ、違反転用への適正な対応ということでございます。

(1)といたしまして、まず、現状につきましては、違反転用、今現在0.3ヘクタールに対しまして指導を行っております。

課題といたしまして、農地所有者への農地転用に対する一層の意識向上が課題となっているということでございます。

下の(2)の23年度の目標(案)及び活動計画(案)でございますが、違反転用面積の解消ということで、0.3ヘクタールで、設定の考え方といたしましては、現在、指導中の違反転用地0.3ヘクタールの解消を目標とすると。

活動計画(案)といたしましては、違反転用リーフレットの配付、違反転用防止パトロールの実施、違反転用通報に対しては迅速に現地調査、事情聴取を行い、早急に是正させるということでございます。

下の3番、4番につきましては、意見等を聴取した上で活動計画を定めるものでございます。

今後の予定についてでございますけれども、本日の総会で活動計画(案)のご承認をいただいた後、今年度は本来であれば、ホームページ等で意見募集を行い、その意見を踏まえて案を修正し、5月の総会で修正案のご承認をいただき、その後、国に報告をする予定となっております。ただ、ホームページ等での意見聴取でございますけれども、実は今、3月11日に発生いたしました大震災による混乱を踏まえまして、現状でホームページに載せて意見を聴取しているというのは、ちょっとどうかなのというのもあるので、今回につきましては、昨年度と同様に、先ほど、こちらの1番の用紙の中に意見書というA4の2枚組の紙を挟んでおきました。それに基づきまして昨年同様に委員さんを通じまして、各地区で意見等があれば、これの意見書を次回の総

会までに提出していただくようお願いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

今の説明で大体よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、議案第5号については、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定にある別段面積について設定しないことの承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定にある別段面積について設定しないことについて、ご説明いたします。

最初に、議案の方を朗読したいと思います。議案書10ページになります。

農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積(下限面積)について、次の理由により設定しないことについての承認を求める。

理由。市内の平均的な経営規模が約200アールであることから、経営面積があまり小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため、下の(※設定しない場合は農地法で規定されている50アールが下限面積となる。)というような議案でございます。

簡単に、また、ご説明いたしますが、お手元に配付いたしました資料3番をごらんいただきたいと思います。A4の1枚の紙になっております。

これも上から読んでおきます。

農地法第3条第2項(抜粋)(5)、第1号に掲げる権利を取得しようとする、またはその世帯員等が、その取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及び、その取得後において耕作または養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計がいずれも北海道では2ヘクタール、都府県では50アール(農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積)に達しない場合ということで、わかりやすく申し上げますと、農地法では農地の権利取得後の農地面積の合計、すべての経営面積が都府県では50アール以上、北海道では2ヘクタール以上なければ、権利の移動ができないと定められております。要は新規就農とかの場合ですと、50アール以上が要件ということになりま

す。この面積のことを別段面積、または下限面積といいます。従来は都道府県知事の判断で、この50アール、または2ヘクタールについて引き下げることができました。それが、平成21年12月15日に施行した改正農地法では、この面積の引き下げについて、都道府県の判断ではなくて、現場の実態を熟知している農業委員会が判断できることとなりました。なぜ、このような議案を提出したかと申し上げますと、また、先ほど見ていただきました資料の2番、農業委員会の適正な事務実施の農林水産省経営局長通知の4ページをごらんいただきたいと思います。

この通知の4ページの下から11行目になると思うんですが、②の下限面積（別段面積の周知及び公表、農地法第3条第2項第2号の別段面積「別段面積」）を設定している場合は、設定した別段面積及び設定理由を、また、設定していない場合は、その設定しない理由を市町村のホームページ等により周知することと。簡単に言いますと要は50アール未満の場合は、その面積と50アール以下に下げた理由を。また、設定しない場合は、50アール以上なんですけれども、設定しない場合も、その理由を市町村のホームページに周知することと。さらに、毎年、別段面積については、利用状況調査に基づいて検討して、その結果をホームページで公表すると。ですから、毎年、新規就農等の場合は50アールでいいのか。それとも下げるべきなのか、検討が必要となり、適正な事務実施に基づいて、今回、議案を提出したものでございます。

なお、参考までに申し上げますと、昨年実施した、資料の4番、大きい4番をごらんいただきたいと思います。

昨年実施いたしました農林業センサスの速報値でございますけれども、真ん中よりちょっと下のあたり、印旛地域ということで、八街市でございますが、一番右の方にいっていただくと、それぞれの1経営体当たりの経営耕地面積ということで、八街市が1.94ヘクタールということで、約2ヘクタール、200アールということで、そういう事情から特に八街市の場合は、この理由にありますように、別段面積は設定しないで、今までどおり50アールでいこうというようなことで、今回、議案を提出したものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

今までの50アールでよろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

川野会長

質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

川野会長

挙手全員でありますので、議案第6号については、承認することに決定いたします。

す。

次に、その他に移ります。

報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在上砂字大清水、地目田、面積1千791平方メートル。目的、作業スペース及び資材置場用地。事業内容、流末排水路整備工事に伴う作業スペース及び資材置場用地として一時的に使用する。

一時転用期間、平成23年3月1日から平成23年3月31日まで。

以上です。

川野会長 報告事項でございますので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご報告いたします。

番号1、所在八街字松富、地目畑、面積3筆合計で5千90平方メートル。合意解約の成立日と土地引渡日ともに平成22年12月31日でございます。

以上です。

川野会長 これも報告事項でございますので、以上で承諾を願います。

以上で本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

藤崎事務局長 閉会を宣す。（午後4時30分）

議事録署名人

議 長

2 番

3 番